

浜田市内部公益通報に関する要綱

(趣旨)

第1条 この訓令は、公益通報者保護法（平成16年法律第122号。以下「法」という。）に定めるもののほか、職員等からの内部公益通報の処理に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 内部公益通報 職員等が不正の利益を得る目的、他人に損害を加える目的その他の不正の目的でなく、市又は市の事業に従事する場合における職員等について、次に掲げるいずれかの事実が生じ、又はまさに生じようとしていると思料する場合に行う通報をいう。

ア 法第2条第3項に規定する通報対象事実

イ 市の条例又は規則（地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第2項の規定により市の委員会が定める規則を含む。）の規定に違反する事実

ウ 知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（平成11年島根県条例第45号）の規定により市が処理することとされた事務について規定する島根県の条例又は規則に違反する事実

(2) 職員等 次に掲げる者及び内部公益通報の日前1年以内に当該者であった者をいう。

ア 市の職員であつて、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第2項の一般職に属する者及び同条第3項第3号の特別職に属する者

イ 市との請負契約その他の契約に基づいて事業を行う事業者の役員及びその事業に従事している者

ウ 地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者の役員及びその管理する公の施設の管理業務に従事している者

(3) 任命権者 地方公務員法第6条第1項の任命権者をいう。

(通報及び相談の窓口)

第3条 内部公益通報及びこれに関する相談を受けるため、人事課に内部公益通報窓口を設置する。

2 内部公益通報窓口の責任者は人事課長とし、業務にあたる職員は人事課の職員のうち人事課長が指定する者とする。

3 職員等は、内部公益通報をしようとするときは、原則として、内部公益通報書（様式第1号）の提出によりこれを行うものとする。

(委員会の設置)

第4条 法第11条第1項に規定する公益通報対応業務その他の内部公益通報の調査に係る業務を行うため、内部公益通報委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(委員会の組織)

第5条 委員会は、副市長、総務部長及び総務課長をもって組織する。

2 委員会に委員長を置き、副市長をもって充てる。

3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指定した委員が、その職務を代理する。

(委員会の庶務)

第6条 委員会の庶務は、人事課において処理する。

(委員会の会議)

第7条 委員会の会議は、非公開とする。

2 委員会は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

3 委員長は、必要と認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、又は資料の提出を求めることができる。

(公益通報対応業務従事者)

第7条の2 法第11条第1項に規定する公益通報対応業務従事者は、次に掲げる者とする。

(1) 第3条第2項に規定する内部公益通報窓口の責任者及び業務にあたる職員

(2) 委員会の委員

(3) 第9条に規定する調査員

(調査)

第8条 委員会は、内部公益通報に該当すると見込まれる通報（以下「通報」という。）を受け付けたときは、直ちに当該通報の内容について調査を行わなければならない。

2 委員会は、前項の調査に当たっては、通報をした者（以下「通報者」という。）が特定されないよう配慮しなければならない。

(調査員)

第9条 委員会は、前条第1項の調査を委員長が指定する職員（以下「調査員」という。）に行わせることができる。

2 調査員は、前項の調査を終了したときは、速やかに内部公益通報調査報告書（様式第2号）により委員会に報告しなければならない。

(調査結果の報告)

第10条 委員会は、第8条第1項の調査を終了したときは、速やかにその結果を内部公益通報調査結果報告書（様式第3号）により任命権者に報告しなければならない。

(調査結果に基づく措置等)

第11条 任命権者は、前条の規定による調査の結果の報告を受けた場合において、当該内部公益通報に係る事実があるときは、直ちに当該内部公益通報に係る事実について是正を行うとともに、再発防止のために必要な措置を講ずるものとする。

2 任命権者は、前項の是正を行い、及び措置を講じたときは、その内容を速やかに内部公益通報是正措置結果報告書（様式第4号）により委員会に報告するものとする。

(調査結果等の通知)

第12条 委員会は、第8条第1項の調査の結果又は前条第2項の規定により報告を受けた内容を内部公益通報調査結果通知書（様式第5号）により通報者に通知しなければならない。ただし、通報者が通知することを希望しないとき、又は当該通報が匿名によるときは、この限りでない。

(公表)

第13条 市長は、毎年1回、第11条第1項の是正及び措置の件数並びにその内容を公表しなければならない。

(通報者の保護)

第14条 通報者に関する情報は、非公開とする。

2 任命権者は、通報者が内部公益通報を行ったことを理由として、懲戒処分その他不利益な処分をしてはならない。

(その他)

第15条 この訓令に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 22 年 3 月 31 日訓令第 4 号）

この訓令は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 24 年 3 月 30 日訓令第 2 号）

この訓令は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 25 年 3 月 29 日訓令第 6 号）

この訓令は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 28 年 3 月 31 日訓令第 1 号）

この訓令は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 2 年 3 月 31 日訓令第 2 号）

この訓令は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 6 年 11 月 1 日訓令第 6 号）

この訓令は、令和 6 年 11 月 1 日から施行する。